

KOBEみまもりヘルパー事業実施要綱

平成 16 年 4 月 1 日
保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 KOBEみまもりヘルパー事業（以下「本事業」という。）は、居宅において生活する認知症又は軽度認知障害（以下「MC I」という。）と診断を受けた高齢者等に対して、第 10 条に規定するKOBEみまもりヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、見守り活動等の生活支援を実施することで、当該認知症及びMC I 高齢者等世帯の在宅生活を支援し、認知症及びMC I 高齢者等本人及び家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は神戸市とする。ただし、本事業を適切に実施できると認められる法人等(以下「法人等」という。)に事業の一部を委託することができる。

2 市長の委託を受けて本事業の実施を希望する法人等は、「KOBEみまもりヘルパー事業者登録申請書」（様式第 1 号）（以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による登録申請書の提出を受けたときは、当該法人等が次の各号のいずれも満たすか否かを確認した後、法人等に対し、「KOBEみまもりヘルパー事業者登録受理通知書」（様式第 2 号）又は「KOBEみまもりヘルパー事業者登録不受理通知書」（様式第 3 号）を交付する。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 70 条に規定する神戸市内の訪問介護事業所又は介護予防訪問サービス事業所に係る指定を受けている法人であること。

(2) KOBEみまもりヘルパーを実施する事業所に係る下記の書類を提出すること。

法第 70 条に規定する事業所に係る指定通知書（指定更新通知書）の写し

4 法人等は、登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から 1 か月以内に「KOBEみまもりヘルパー事業者登録変更届」（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

5 法人等は、本事業の実施を廃止し又は休止しようとするときは、1 月前までに、「KOBEみまもりヘルパー事業者登録廃止・休止届」（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(サービス対象者)

第 3 条 本事業によるサービスの提供を受けることができる者（以下、「サービス対象者」という。）は、本市内に居住する者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例施行細則（平成 31 年 1 月保健福祉局長決定）第 2 条各号のいずれかに定める方法で認知症又はMC I と診断された者

(2) 寝たきりではない者（目安として、介護保険主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度判定基準」において、Bランク又はCランクのいずれでもない者）

2 次の各号の一に該当する世帯には、ヘルパーを派遣しないことができる。

(1) 伝染性疾患があると認められる者のいる世帯

(2) ヘルパーに対し危害を加えるおそれがあると認められる者のいる世帯

(3) その他ヘルパーを派遣することが不相当と認められる世帯

(サービスの内容)

第4条 法人等は、サービス対象者に対して、法第8条第2項に規定する訪問介護（以下この条において「訪問介護」という。）の介護報酬算定の対象とならないもののうち、見守りや話し相手等の在宅生活の支援に資するサービスを提供するように努めるものとする。

2 サービス対象者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者であり、法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を超えて訪問介護のサービス提供を受けることを目的とする場合、法人等は、前項の規定によらないで訪問介護のサービスを提供することができる。

3 ヘルパーは、次の各号に該当するサービスを提供してはならないものとする。

(1) 経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動等）を行うための外出

(2) 宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出

(3) ギャンブルや飲酒を主たる目的とする外出

(4) 公序良俗に反する外出

4 派遣するヘルパーは、原則として1回1名とする。ただし、市長がサービス対象者の事情に鑑みてヘルパーが1名では対応できないと認めるときは、一定期間、ヘルパーを2名派遣することができるものとする。

5 ヘルパーは、第1項に規定するサービスを、30分を1単位として、1か月につき4時間（ただし、サービス対象者が法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者（以下、「介護保険認定者」という。）である場合は、2時間）を限度として提供する。

(サービス利用の申請)

第5条 前条に規定するサービスを受けようとする者は、「KOBEMIMAMORIヘルパー利用申請書」（様式第6号）その他必要な書類を提出し、市長に申請しなければならない。

(サービス利用の承認)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、受理した日の翌日から1か月以内に、サービス利用の承認又は却下を行い「KOBEMIMAMORIヘルパー利用承認通知書」（様式第7号）又は「KOBEMIMAMORIヘルパー利用申請却下通知書」（様式第8号）により申請者に通知しなければならない。

2 前項による通知には、承認の場合は利用対象者、サービスの提供時間及び利用料等を、却下の場合はその理由を示すものとする。

- 3 令和2年3月31日において、本事業の利用が可能な者は、同日以後の日についてなお引き続き令和2年4月1日改正前の本要綱（以下、「改正前要綱」という。）の適用を受けるものとする。

（ヘルパーの派遣）

第7条 本事業によるサービスを提供する日時は、原則として法人等が運営し、ヘルパーを派遣する事業所における営業日及び営業時間の範囲内とする。ただし、サービス対象者の社会生活維持のため、特に必要と認められる場合は、この範囲外の日時にヘルパーを派遣することができる。

（サービスの開始）

第8条 法人等は、第6条の規定により市長から利用の承認を受けたサービス対象者から本事業の利用の申込を受けた場合には、「K O B Eみまもりヘルパー事業のサービス提供に関する確認書」（様式第9号）により、速やかに法人等と利用者の双方においてサービス内容等を確認し、サービスの提供を開始するものとする。

- 2 法人等は、下記に掲げる正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないものとする。

- ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の本事業の実施地域外である場合
- ③ その他サービスの提供を行うことができない正当な理由がある場合

- 3 法人等は、当該事業所の本事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、本事業を実施する他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

（サービス利用の廃止等）

第9条 市長は、次に掲げる場合にはサービス利用の廃止、停止又は変更を行うことができる。なお、次に掲げる停止すべき事由が消滅したときは、速やかにサービスを再開するものとする。

(1) 廃止

- ① サービス対象者から利用廃止の申出があったとき
- ② サービス対象者が、第3条第1項に該当しなくなったとき
- ③ サービス対象者が、疾病等により3か月以上の入院加療を必要とするとき又は死亡したとき
- ④ サービス対象者が、法第86条第1項に定める施設サービスを利用したとき
- ⑤ サービス対象者が、法第8条14項に定める地域密着型サービスに規定する認知症対応型共同生活介護等、その他サービス対象者の居宅以外を生活の拠点としたとき
- ⑥ サービス対象者が、第15条第1項に規定する利用料や、同条第3項に規定する負担すべきサービスに要する費用を支払わず、次号による停止期間が1か月を経過したとき
- ⑦ この要綱に違反したとき
- ⑧ 虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けたとき
- ⑨ その他市長がヘルパーを派遣することが不相当と認めたとき

(2) 停止

- ① サービス対象者が一時的に入院等を行うとき
- ② 第15条第3項に規定するやむを得ない事由がないにもかかわらず、サービス対象者が、利用料や負担すべきサービスに要する費用を、法人等に支払うべき期日の翌月末を経過しても支払わないとき
- ③ その他市長がヘルパーの派遣を停止することが適当と認めたとき

(3) 変更

サービス対象者が新たに介護保険認定者になった又は介護保険認定者ではなくなったとき

- 2 法人等は、前項に該当する場合又は前項に規定する停止すべき事由が消滅した場合は「K O B Eみまもりヘルパー利用廃止・停止・再開・変更報告書（様式第10号）」により市長に報告を行い、廃止等の経緯を正確に記録して保管しておかなければならない。
- 3 市長は、サービス利用を廃止するときは「K O B Eみまもりヘルパー利用廃止決定通知書」（様式第11号）、停止するときは「K O B Eみまもりヘルパー利用停止決定通知書」（様式第12号）、停止すべき事由が消滅し、サービス利用を再開するときは「K O B Eみまもりヘルパー利用再開決定通知書」（様式第13号）、変更するときは「K O B Eみまもりヘルパー利用変更決定通知書」（様式第14号）により当該利用決定者に通知する。

（ヘルパーの資格等）

第10条 法人等は、次に掲げる要件を満たす者をヘルパーとして派遣しなければならない。

- (1) 心身ともに健全である者
- (2) 在宅福祉に関し、理解と熱意を有する者
- (3) 本要綱及び本要綱の具現のために法人等が定める規程等を遵守する者
- (4) 法人等において雇用している介護福祉士その他政令で定める者（法第8条2項に規定する訪問介護員として必要な研修等を修了している者）
- (5) その他市長が適当と認める者

（ヘルパーの服務）

第11条 ヘルパーは、活動時間中、常に身分を示す証明書を携行しなければならない。

- 2 ヘルパーは、定められた活動時間中、そのサービス業務に専念しなければならない。

（業務の報告）

第12条 法人等は、定期的に市長あてに本事業について業務報告をしなければならない。

（会計）

第13条 法人等は、本事業にかかる経理を他の事業にかかる経理と明確に区分しなければならない。

（帳簿）

第14条 法人等は、本事業に関する必要な帳簿を備えておかなければならない。

(費用負担等)

第 15 条 サービス対象者は、第 4 条に規定するサービスにかかる利用料（実費）としてヘルパー 1 名につき 30 分あたり 135 円(30 分又はその端数を超えるごとに 135 円を加算する。)を負担するものとする。

2 市長は、前項の規定に関わらず、災害等による多大な損害の発生、退職、失業等やむを得ない事由により、サービス対象者の属する世帯における生計中心者の費用負担能力が著しく低下したと認められる場合には、その事情を勘案し、当該事由発生日から再び費用負担能力が回復する日までの期間、利用料（実費）を減額又は免除することができる。

3 サービス対象者は、提供を希望するサービス内容によって別途交通費等の負担が生じる場合には、ヘルパーの分も含めた全ての実費を負担するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。